

平成28年第9回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

平成28年12月9日（金）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

- 会議録署名議員の指名について
- 日程第23 請願第1号 「現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善（付託案件）を求める意見書」の提出を求める請願
（民生常任委員会閉会中審査、平成28年第8回臨時会付託）
- 日程第24 意見案第1号 現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書
- 日程第25 意見案第2号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書
- 日程第26 意見案第3号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書
- 日程第27 意見案第4号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書
- 日程第28 意見案第5号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 日程第29 意見案第6号 大雨災害に関する意見書
- 日程第30 意見案第7号 JR北海道への経営支援を求める意見書
- 日程第31 意見案第8号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書
- 日程第32 意見案第9号 地方一般財源総額の確保等の緊急的な対応を求める意見書
-

◎出席議員（16名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	7番	黒坂貴行君
	9番	岩澤武征君	10番	阿部君枝君
	11番	山谷敬二君	12番	松田良一君
	13番	竹中裕志君	14番	秋元直樹君

《平成28年12月9日》

15番 高橋義詔君

16番 一宮龍彦君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	新山史賢君
農業委員会 会長	新国純一君		

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	松橋行雄君	経済部長	鈴木光男君
経済部技監	内野清一君	総務課長	舟木淳次君
企画課長	佐藤祐治君	財政課長	大堀聡君
会計管理者	荒井正教君	生田原総合支所長	平間敏春君
丸瀬布総合支所長	只野博之君	白滝総合支所長	村上裕和君
教育長	河原英男君	教育部長	小野寺健君
総務課長	大貫雅英君	監査委員事務局長	伯谷和昭君
選挙管理委員会事務局長	伯谷和昭君	農業委員会事務局長	河本伸二君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	安江陽一郎君	事務局主幹	渡邊亮司君
庶務・議事担当係長	小玉美紀子君		

◎開議宣告

- 議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は15人であります。
また、杉本議長より遅れる旨の届け出があります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、黒坂議員、松田議員を指名いたします。
-

◎日程追加の議決

- 議長（前田篤秀君） お諮りします。
お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。
-

◎日程第23 請願第1号

- 議長（前田篤秀君） 日程第23 請願第1号「現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。
平成28年第8回臨時会において付託しました民生常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。
阿部民生常任委員長。
- 10番（阿部君枝君） ー登壇ー
平成28年第8回臨時会において民生常任委員会に付託されました「現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書」の提出を求める請願について、審査結果を報告いたします。
審査につきましては、介護保険制度の中で見直しされている事項についての検討においては、住みなれた地域で高齢者が安心して暮らし、介護従事者が働き続けられるよう求める請願の趣旨につきまして、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。
なお、本件の審査につきましては、12月5日、6日に行いました。
以上、報告を終わります。
- 議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、請願第1号「現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書」の提出を求める請願を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、採択すべきものとするものです。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第24 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第24 意見案第1号現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ー登壇ー

私のほうから、現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案をいたします。

現在、社会保障審議会介護保険部会においては、平成30年度の介護保険制度見直しに向け、軽度者に対する訪問介護の生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担、要介護2までの通所サービス等を地域支援事業へ移行、利用料を2割負担への引き上げ、2号被保険者の対象年齢の拡大などが議論されています。

その検討過程の意見では、軽度者に対するサービスを地域支援事業に移行することは検証を行うべき、40歳未満は子育ての負担がありむしろ支援が必要など、さまざまありました。検討事項が実施されれば、利用者の重症化、給付の増大、家族負担が増し、介護離職も危惧されます。

また、前回制度改定後に過去最高の事業所倒産があり、さらなる報酬の引下げやサービス抑制は介護人材不足に拍車をかけることが予想されます。

よって、国においては、住みなれた地域で高齢者が暮らし、介護従事者が働き続けられるような制度の見直しとなるよう、次の事項について強く要望します。

一つ、検討中である軽度者に対する各種サービスなど、地域支援事業への移行、利用者負担、被保険者の範囲については、前回の制度改正後の施行状況などを十分に検証するとともに、低所得者への負担軽減策にも配慮し、公平性が確保され、必要なサービスを適切に受けることができる制度を維持する観点で行うこと。

二つ、介護人材の安定的な確保を図るため、介護従事者全体のさらなる処遇改善を図ること。また、その際には、利用者の負担増を招かないよう、国において財政措置を講ずる

《平成28年12月9日》

こと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月9日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、社会保障・税一体改革担当大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員が出席しました。

これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会及び関係行政庁に送付します。

◎日程第25 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第25 意見案第2号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

秋元議員。

○14番（秋元直樹君） ー登壇ー

国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

我が国の平成27年の合計特殊出生率は1.46で、人口維持に必要な率2.08への回復は困難な状況です。また、平成27年4月1日現在の子どもの数は35年連続の減少で、人口に占める子どもの割合は42年連続の低下となる12.6%で、世界最低水準値です。少子化の進行は、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたことから、子育て世帯の経済的負担を軽減する措置が重要施策となっており、全ての都道府県及び市区町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されていますが、制度内容の格差が拡大している状況です。

《平成28年12月9日》

児童期までの年代は病気にかかりやすく、また、さまざまな病気もあり、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で医療費助成制度は極めて重要な役割を担っている。さらに、永久歯が完成する中学校時期までの口腔管理のためにも、その役割は大きくなっており、地方制度の安定化が必要であり、国による支援が不可欠です。

よって、政府は中学卒業までを目指し、当面、就学前まで国による子ども医療費無料制度を早期に創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月9日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第26 意見案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第26 意見案第3号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） ー登壇ー

国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

子育て中の若年世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援として、子ども医療費助成制度が都道府県及び市町村において実施されており、その支給は現物給付方式とすることが求められております。窓口で一旦支払った後に支給される医療費助成はおよそ2か月後であり、受診抑制を招いています。現物給付方式は、窓口での支払が不要であることから、受診抑制を来さないことを記し、その創設が求められております。

《平成28年12月9日》

ところが、現物給付方式への変更を妨げている要因に、国民健康保険に対する国庫負担金の調整の規定があります。この規定により、各種の医療費助成制度の現物給付方式を採用する地方公共団体は、国保国庫負担金の減額を余儀なくされ、政府が推進する少子化対策に矛盾しています。

よって、政府は、子ども医療費助成制度に係る国保国庫負担金の調整（減額）を廃止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月9日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第27 意見案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第27 意見案第4号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

岩上議員。

○2番（岩上孝義君） ー登壇ー

「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

全国保険医団体連合会の調査では、41%の会員医療機関が経済的な理由による患者の治療中断を経験しています。さらに、2015年受診実態調査では、43%が医療費負担を理由に治療や検査を断られたとの回答があり、経済的な理由で必要な受診ができない方が増えております。

現在、社会保障制度審議会で高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しについて、検

討を行っており、高額療養費について70歳以上の自己負担の月額上限の引き上げ、後期高齢者の医療費窓口負担を2割に引き上げるなど、患者負担増が提案されております。

2015年受診実態調査では、回答した医療機関の73%が後期高齢者の患者窓口負担の原則2割引き上げは受診抑制につながると回答しております。

さらなる負担増は、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化します。

よって、患者負担増で受診抑制が起きないように、現行の高額療養費制度、後期高齢者の窓口負担の継続を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月9日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第4号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第28 意見案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第28 意見案第5号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

今村議員。

○1番（今村則康君） ー登壇ー

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性等が求められる中、住民の代表機関である地方議会の役割と責任が重くなっています。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。

《平成28年12月9日》

しかし、昨年の統一地方選挙では、議員への立候補者が減少して無投票当選となる傾向が増しており、住民の関心低下や地方議会議員のなり手不足が問題になっています。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応したものにするのが議員を志す新たな人材確保の一端につながっていくと考えます。

よって、地方議会における人材確保、議会の活性化、引いては国民の幅広い政治参加や意識向上の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月9日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第5号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会及び関係行政庁に送付します。

◎日程第29 意見案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第29 意見案第6号大雨災害に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） ー登壇ー

大雨災害に関する意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

北海道では、本年8月、台風7、11と9号、さらに10号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害、道路・鉄道の決壊、土砂災害等が発生したところです。また、定置網、養殖施設等の被害などの水産被害もあり、全道各地で被害が発生し、暮らしや経済活動に影響が生じています。

《平成28年12月9日》

こうしたことから、住民が安心してもとの生活を取り戻すことができるよう、災害対策と今後の防災対策が必要とされています。

については、このたびの災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、次の事項について特段の配慮を強く要望いたします。

1、自治体の応急対応や復旧、復興に要する経費について、特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など、十分な地方財政措置を講ずること。

2、被災した道路・河川・鉄道等の公共土木施設、水道施設、農地・治山・林道・漁港等の農林水産業施設、社会福祉施設、医療機関、学校等文教施設及び文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。

3、復旧だけにとどまらず、水害に強い河川の改修への財政措置を講ずること。また、一級河川のみならず、北海道管理河川においても、浸水被害解消のため、抜本的な河川改修が可能となるよう特段の財政措置を講ずること。

4、住宅被害を受けた被災者が、もとの生活を取り戻すための必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。

5、農林水産業への被害について、農林漁家の経営意欲を後退させないよう災害に強い農山漁村づくりへの措置を講ずること。

6、大量の流木等が農地の復旧や漁業の操業等の支障とならないよう、流木等の災害廃棄物の迅速な回収、または処理に必要な経費に対し特段の財政措置を講ずること。

7、被災中小企業に対し、資金繰り支援を行うこと。

8、異常気象等を起因とする災害発生状況を踏まえ、より強靱な道路・河川を初めとする公共施設の整備を推進するため、老朽化施設の補修・更新及び施設の日ごろの維持管理に対して特段の財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定によりまして意見書を提出いたします。

平成28年12月9日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）です。

議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第6号大雨災害に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成28年12月9日》

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
直ちに、意見書を国会及び関係行政庁に送付します。

◎日程第30 意見案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第30 意見案第7号 J R 北海道への経営支援を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

竹中議員。

○13番（竹中裕志君） ー登壇ー

J R 北海道への経営支援を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

11月18日、J R 北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表しました。この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が進み、地域の経済や住民の暮らしを破壊することになり、公共交通機関としての役割を放棄するものであると言わざるを得ません。

J R 北海道は、発足当初から国の経営安定化基金により経営を維持しておりますが、積雪寒冷地という気象条件も重なり、設備の維持管理には多額の費用が必要であり、また、北海道は広大であり、さらに地域は急激に人口減少と高齢化が進み、過疎に拍車がかかっております。

よって、国においては、J R 北海道に対し、地域住民の日常生活に重要な移動手段や観光立国として、公共交通機関である鉄道としての役割を十分に発揮でき、経営の自立ができるよう財政支援等を図ることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年12月9日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第7号 J R 北海道への経営支援を求める意見書を採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成28年12月9日》

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
直ちに、意見書を国会及び関係行政庁に送付します。

◎日程第31 意見案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第31 意見案第8号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

竹中議員。

○13番（竹中裕志君） ー登壇ー

「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によってアイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、文化等が大な打撃を受け差別されるなど、困窮を余儀なくされてきたという歴史があります。

平成20年の衆参両院における、アイヌ民族を先住民とすることを求める決議の全会一致での可決を受け、政府は有識者懇談会を設置し、その意見を踏まえ政策を推進し、取り組んできたところです。

そして、アイヌ民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、さらに施策を具体化する必要があります。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や今後のアイヌ政策を確実に推進していく上においては、国が主体となった総合的な政策を全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月9日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第8号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書を採決いたします。

《平成28年12月9日》

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会及び関係行政庁に送付します。

◎日程第32 意見案第9号

○議長(前田篤秀君) 日程第32 意見案第9号地方一般財源総額の確保等の緊急的な対応を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番(阿部君枝君) ー登壇ー

地方一般財源総額の確保等の緊急的な対応を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

国は、社会保障の充実・安定化のための財源の確保及び財政健全化を目指し、社会保障と税の一体改革を進めてきましたが、医療や介護などを支える消費税率の引き上げは、平成31年10月まで再延期されることとなりました。

高齢化、少子化対策、地域経済の活性化は待ったなしの状況にあり、これらの施策を支える財源を確保するための日本経済の底上げも正念場を迎え、将来にわたって活気ある地域づくりを本格的に推進すべきときにあります。

このような中、財政制度等審議会から、地方交付税を削減すべきとの建議が提出されており、社会保障と地域経済を構築するためには、安定的に行政サービスを提供できる財政基盤の確立が重要であり、地方交付税を初めとする地方一般財源総額の確保が必要不可欠です。

よって、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

一つ目、社会保障施策、学校教育や消防の運営、道路や河川等の社会基盤の維持・整備など、必要な行政サービスを実施するため、地方交付税総額、地方一般財源総額を確保すること。

二つ目は、保育の受け皿整備など社会保障施策の充実に支障がないよう、地方に負担を転嫁することなく、国の責任において安定財源を確保すること。

三つ目は、人材確保が課題となっている保育士、介護職員などの処遇改善など一億総活躍プラン関連施策の実施についても、国の責任において、地方負担分も含め財源を確保すること。

四つ目、人口減少社会へ対応する地方自治体をサポートし、自主性、主体性を発揮できるよう、まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続し、地方創生推進交付金についても、安定的かつ継続的にその総額を確保すること。

《平成28年12月9日》

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年12月9日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、地方創生担当大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第9号地方一般財源総額の確保等の緊急的な対応を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会及び関係行政庁に送付します。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。

以上で、平成28年第9回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 荷 田 篤 秀

署 名 議 員 黒 坂 直 行

署 名 議 員 松 田 良 一

《平成28年12月9日》